

令和 3 年

市議会 4 月臨時会議案参考資料

知立市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(承認第1号、参考資料)

改正後	改正前
(環境性能割の税率) 第73条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 (1) 法第451条第1項 (同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100分の1 (2) 法第451条第2項 (同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100分の2 (3) 略 附 則 (軽自動車税の環境性能割の非課税) 第15条の3 法第451条第1項第1号 (同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。) に掲げる三輪以上の軽自動車 (自家用のものに限る。以下この条において同じ。) に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間 (附則第15条の7第3項において「特定期間」という。) に行われたときに限り、第73条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の3の2 略 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項 (同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。) 又は法第451条第1項若しくは第2項 (これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。) の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等 (法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。) に基づき当該判断をするものとする。	(環境性能割の税率) 第73条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 (1) 法第451条第1項 (同条第4項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100分の1 (2) 法第451条第2項 (同条第4項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100分の2 (3) 略 附 則 (軽自動車税の環境性能割の非課税) 第15条の3 法第451条第1項第1号 (同条第4項において準用する場合を含む。) に掲げる三輪以上の軽自動車 (自家用のものに限る。以下この条において同じ。) に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間 (附則第15条の7第3項において「特定期間」という。) に行われたときに限り、第73条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の3の2 略 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項 (同条第2項において準用する場合を含む。) 又は法第451条第1項若しくは第2項 (これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。) の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等 (法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。) に基づき当該判断をするものとする。

改正後	改正前
3・4 略 (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略	3・4 略 (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略
2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略	2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、<u>当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> 表 略
3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第75条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> 表 略	3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第75条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> 表 略

改正後	改正前
表 略 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 5 略 6 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> 7 <u>法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の</u>	表 略 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> 表 略 5 略

改正後	改正前
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2・3 略	（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2・3 略

知立市税条例改正の要旨

税目	項目	関係条文	改正の内容	適用時期
軽自動車税	環境性能割の税率区分の見直し	条例 第73条の5 附則第15条の3 の2	軽自動車税の環境性能割については、燃費性能に応じた税率区分を設定し、その区分を2年ごとに見直しており、令和2年度末が当該見直しの時期になるため必要な改正を行うもの。 また、クリーンデューゼル車については、燃費基準の達成状況や普及の状況等を総合的に勘案し、環境性能割においてガソリン車と同等に扱うことになった。ただし、令和3年度及び令和4年度に限り、経過措置を講ずるもの。	令和3年度 課税分から
	軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	条例 附則第15条の3	軽自動車環境性能割の税率を1パーセント分軽減する特例措置の適用期限を、新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案して9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするもの。	令和3年度 課税分から
	種別割のグリーン化特例(軽課)の見直し	条例 附則第16条 附則第16条の2	軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課)については、環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、クリーンデューゼル車を対象から除く等の措置をたうえで、2年間延長するもの。	令和3年4 月1日から

知立市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第35号、参考資料)

改正後		改正前	
附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2 略	3 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。 4 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 6 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 7 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 8 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 9 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2 略 3 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 4 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。 5 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 6 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 7 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 8 法附則第15条第27項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 9 法附則第15条第28項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 10 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 11 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 12 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	

[illegible]

改正後		改正前
25 略	(土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>) 第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(7) 略 (8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項 (令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例) 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第57条の2の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)</u>で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第57条の2の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第12条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税</u>の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等	26 略 27 略 (土地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>) 第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(7) 略 (8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項 (令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例) 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第57条の2の規定にかかわらず、<u>令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)</u>で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地</u>であって、<u>令和2年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第57条の2の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第12条 宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税</u>の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等

改正後	改正前
の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。	の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした	3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額

改正後	改正前
場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</u>	4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</u>
5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</u>	5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</u>
（<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例</u>） 第12条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u> （<u>農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>）	（<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例</u>） 第12条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u> （<u>農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>）
第13条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産</u>	第13条 農地に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産</u>

改正後	改正前
税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この条において同じ。</u>）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「<u>農地調整固定資産税額</u>」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。	税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「<u>農地調整固定資産税額</u>」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。
表 略	表 略
（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）	（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）
第13条の2 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第13条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。	第13条の2 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第13条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。
表 略	表 略
2・3 略	2・3 略
4. <u>令和2年度分の固定資産税について知立市税条例の一部を改正する条例（令和3年知立市条例第 号）による改正前の知立市税条例（以下「令</u>	

改正後	改正前
和3年改正前の条例」という。) 附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。	第13条の3 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。
第13条の3 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。	2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であ
2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度及び令和5年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であ	2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であ

改正後	改正前
るときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき額とし、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 (免税点の適用に関する特例) 第14条 附則第12条、第13条、第13条の2又は第13条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第59条に規定する、固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条、第13条又は第13条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第13条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については<u>附則第13条の2第1項</u>(<u>同条第3項</u>において準用する場合を含む。)又は<u>第4項</u>に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。 (特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第123条第1号及び第130条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第123条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税	区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 (免税点の適用に関する特例) 第14条 附則第12条、第13条、第13条の2又は第13条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第59条に規定する、固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条、第13条又は第13条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第13条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については<u>同条第1項</u>に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。 (特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第123条第1号及び第130条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第123条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税

改正後	改正前
標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略	標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略

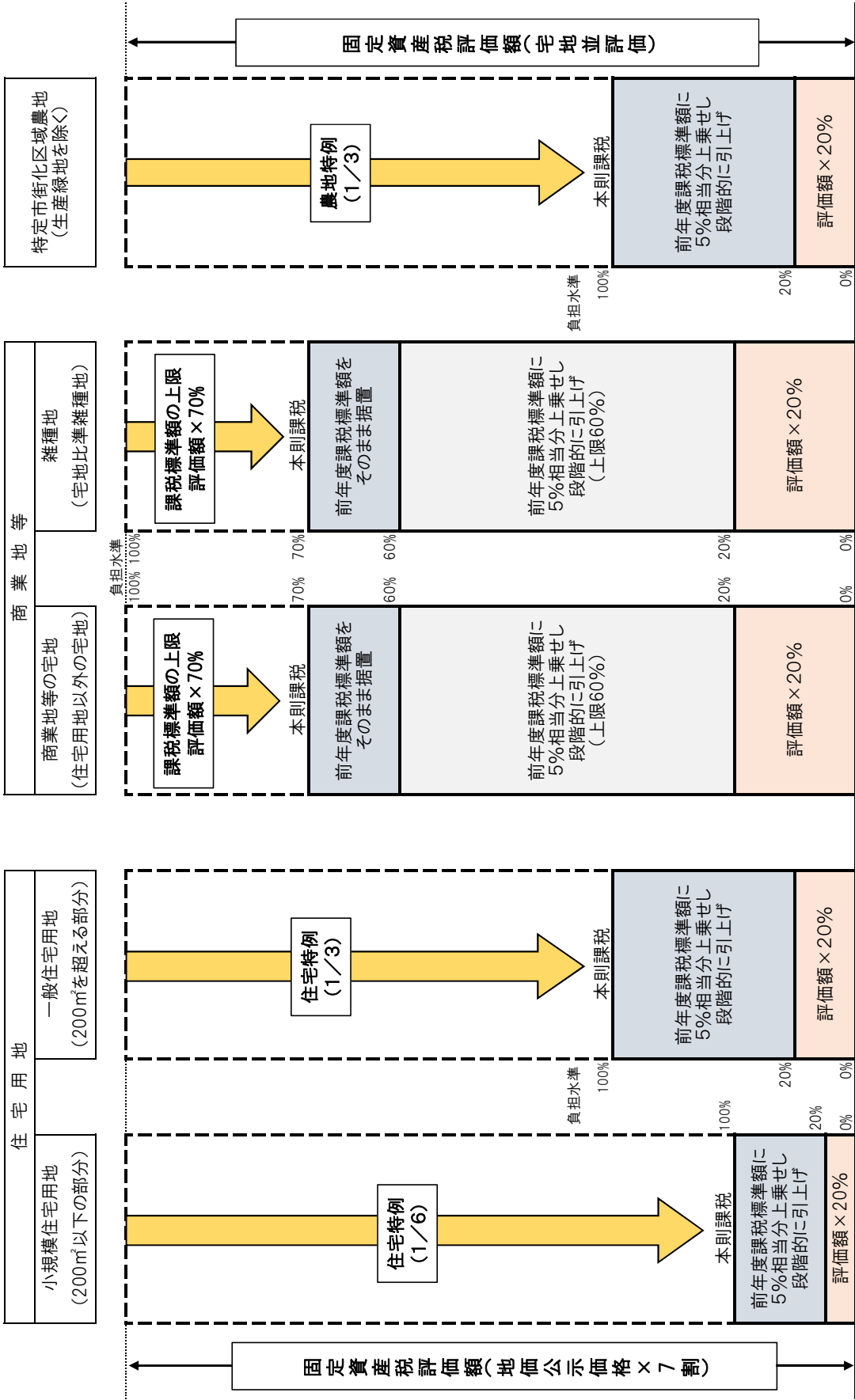
知立市税条例改正（案）の要旨

税目	項目	関係条文	改正の内容	適用時期
固定資産税	わがまち特例の導入	条例附則 第10条の2 第24項	浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置を導入するもの。	令和4年度 課税分から
	下落修正措置 (継続)	条例附則 第11条の2	据置年度（令和4年度又は令和5年度）において地価が下落している場合に土地の価格の下落修正を行うことができるとする特例措置の仕組みを継続するもの。	令和4年 度・令和5 年度課税分
	負担調整措置 (継続)	条例附則 第12条 第13条 第13条の3	令和3年度から令和5年度までの間、土地に係る現行の負担調整措置（※）の仕組みを継続するもの。 ※地価が上昇している場合に評価替えによって税負担が急増しないようにするため、なだらかに土地の課税標準額を上昇させる措置	令和3年度 課税分から
	負担調整措置	条例附則 第12条 第13条 第13条の3	令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるもの。	令和3年度 課税分のみ

土地の地目別負担調整措置の概要(令和3年度～令和5年度)

○土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長する。

○その上で、令和3年度限りの措置として、商業地等は負担水準が60%未満の土地、宅地及び農地は負担水準が100%未満の土地に限り、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額に据え置く(地目変換等があった場合は、課税標準額が上昇する場合もある。)



知立市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第36号、参考資料)

改正後（公布の日）		改正前
附 則		附 則
1 略		1 略
(<u>法附則第15条第16項</u> の条例で定める割合)		(<u>法附則第15条第19項</u> の条例で定める割合)
2 <u>法附則第15条第16項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3	2 <u>法附則第15条第16項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3	2 <u>法附則第15条第19項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3
(都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特	(都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特	(都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特
定都市再生緊急整備地域における <u>法附則第15条第16項</u> に規定する市町村	定都市再生緊急整備地域における <u>法附則第15条第16項</u> に規定する市町村	定都市再生緊急整備地域における <u>法附則第15条第19項</u> に規定する市町村
の条例で定める割合は、2分の1)とする。	の条例で定める割合は、2分の1)とする。	の条例で定める割合は、2分の1)とする。
(<u>法附則第15条第34項</u> の条例で定める割合)	(<u>法附則第15条第34項</u> の条例で定める割合)	(<u>法附則第15条第38項</u> の条例で定める割合)
3 <u>法附則第15条第34項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1	3 <u>法附則第15条第34項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1	3 <u>法附則第15条第38項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1
とする。	とする。	とする。
(<u>法附則第15条第35項</u> の条例で定める割合)	(<u>法附則第15条第35項</u> の条例で定める割合)	(<u>法附則第15条第39項</u> の条例で定める割合)
4 <u>法附則第15条第35項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2	4 <u>法附則第15条第35項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2	4 <u>法附則第15条第39項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2
とする。	とする。	とする。
(<u>法附則第15条第42項</u> の条例で定める割合)	(<u>法附則第15条第42項</u> の条例で定める割合)	(<u>法附則第15条第47項</u> の条例で定める割合)
5 <u>法附則第15条第42項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2	5 <u>法附則第15条第42項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2	5 <u>法附則第15条第47項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2
とする。	とする。	とする。
6 略		6 略
(宅地等に対して課する <u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都</u>	(宅地等に対して課する <u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都</u>	(宅地等に対して課する <u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の都</u>
市計画税の特例)	市計画税の特例)	市計画税の特例)
7 宅地等に係る <u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税</u>	7 宅地等に係る <u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税</u>	7 宅地等に係る <u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税</u>
の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当	の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当	の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当
該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該	該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該	該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該
宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅	宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅	宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅
地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受	地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受	地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受
ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以	ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以	ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以
下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（ <u>令和3年度分の都</u>	下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（ <u>令和3年度分の都</u>	下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該

改正後（公布の日）	改正前
市計画税にあっては、<u>前年度分の都市計画税の課税標準額</u>（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該附則第15条から第15条の3までの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該附則第15条から第15条の3までの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定の適用を受けて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
9 附則第7項の規定の適用を受ける令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市	10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市

改正後（公布の日）	改正前
計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）	（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）
12 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）	12 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

改正後（公布の日）	改正前
を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 表 略	表 略
13 略	13 略
14 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により知立市税条例附則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。	14 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により知立市税条例附則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。
15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

改正後（公布の日）	改正前
16・17 略	16・17 略
18 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 （令和3年度から令和5年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例）	18 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 （平成30年度から令和2年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例）
19 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。	19 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

知立市母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第37号、参考資料)

改正後	改正前
(受給資格者) 第2条 略 2 略 <u>3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例による。</u>	(受給資格者) 第2条 略 2 略 <u>3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当に係る取得の範囲及びその額の計算方法の例による。</u>

